

関西学院中学部いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本方針

(1) 基本方針

関西学院は、キリスト教主義に基づく「学びと探究の共同体」として、ここに集うすべての者が生涯をかけて取り組む人生の目標を見出せるよう導き、思いやりと高潔さをもって社会を変革することにより、スクールモットー“Mastery for Service”を体現する、創造的かつ有能な世界市民を育むことを使命としている。その中で中学部は、「感謝・祈り・練達」の教育理念に基づいて、感謝の思いを忘れない豊かな感性と人の命の重さを尊重し、人の痛みを分かろうとする謙虚な美しい心を身につけた生徒の育成を使命とする。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長、および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、中学部ではいじめを許さない徹底した教育姿勢を貫き、生徒の居場所を大切にして、生徒が安心して学校生活を過ごせるように努める。全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止のため以下の3点を基本理念として対策を講じる。

- ① いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校と家庭、地域社会が連携し、未然防止、早期発見、早期対応に継続的に取り組むこととする。
- ② いじめ問題への取り組みにあたっては、部長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、いじめを生まない土壤づくりに取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、全ての教職員が日々実践していく。
- ③ いじめられている生徒の立場に立ち、その生徒の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決していく。

(3) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが認知された場合の早期対応に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下は教職員が持つべき基本的な認識と考える。

- ・いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会等、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、連携して取り組むべき問題である。

2 いじめ防止対策組織

(1) いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する取り組みを実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。「いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたっての中核となる。いじめの内容に応じて各部署や外部機関との連携を図り、学校として組織的に対応する。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の構成員

「いじめ防止対策委員会」の構成員は、部長を委員長とし、副部長、宗教主事、生徒指導部主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他部長が必要と認めた者とする。

(3) 「いじめ防止対策委員会」の役割

「いじめ防止対策委員会」では、以下のことを行う。

- ・基本方針に基づき、いじめ防止に対する取り組みを実施する。また、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正等を行う。
- ・いじめの疑いがある場合、あるいはいじめを認知した場合、正確な事実の把握に努め、問題解決にむけた指導、支援体制を組織する。
- ・必要に応じて、外部の関係機関、専門機関と連携して事案に対応する。
- ・問題が解決したと判断された場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導、支援を行う。

3 いじめ防止にむけた具体的取り組み、組織的対応等

(1) 未然防止のための具体的取り組み

いじめは、どの生徒にも起こり得るものであるとともに、どの生徒も加害者にも被害者にもなり得るものである。このことをふまえて、全ての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する等、豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、教職員は継続的に以下のような取り組みを行う。

① 生徒や学級の実態把握

- ・教職員は常に生徒の行動に关心を持ち、生徒とともに過ごすよう心がける。
- ・生徒や学級の様子を、常に生徒と同じ目線で観察し、生徒はもちろん、他の教職員や保護者と情報を共有しながら、正確な実態把握に努める。
- ・いじめについての研修会や研修報告会を実施する等して、平素から教職員全体の共通理解を図り、いじめ問題についての教職員の対応能力を高める。

② キリスト教主義に基づく教育を通しての取り組み

- ・礼拝、聖書科授業、宗教行事等、キリスト教主義に基づく教育活動を通して、自分自身や他者が神から愛されている存在であることを認め、互いに愛し合い、尊重し合える心情を育てる。また、自らの非を認め素直に謝ることや、相手の過ちをゆるすなど、相手の気持ちに寄り添って考え、温かい心で他者に接する態度を身につけさせる。
- ・毎日行う礼拝での講話を通じて、豊かな感受性と人権尊重の精神を育む教育を実践する。

③ 学校の教育活動を通しての取り組み

- ・学級や集団の中で、互いが心を開いて挨拶することから一日の活動が始まるなどを基本とし、一人ひとりの生徒が仲間に認められ、大切にされ、必要とされている実感が持てるよう、いじめを許さない土壤づくりを心がける。
- ・全ての生徒が、互いの心の響きに耳を傾けられ、気品と規律を持って、日々の授業や行事に、誠実に、主体的に取り組めるよう配慮、指導する。
- ・課外活動やキャンプ、その他の学校行事を通して、共に力を合わせ、互いを思いやる人間関係の大切さや、人間の命の尊さを学ぶ経験を大事にする。

- ・学校行事、学年や学級活動、体験活動、奉仕活動など、あらゆる教育活動を通して、生徒の社会性を育む機会を設け、他者の気持ちに共感的に理解しようとする心情を育てる。また、互いの違いを認め合い、意見の違いがあったとしても他者を批判するのではなく、その意見に耳を傾けながら問題を解決していく力やコミュニケーション能力を育てる。
- ・生徒に対して、学校、学年、学級の様々な教育活動の中で、適宜いじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されることではない」という雰囲気をつくり上げていく。

④ 生徒の主体的な活動の推進

- ・委員会活動や学級活動、生徒会活動など、自発的、自治的な活動を活性化させることにより、学校や学級で起こる様々な問題について、生徒自らが問題を見つめ、より良き学校、学級をつくろうとする態度を育てる。
- ・生徒の主体的な活動には、絶えず教職員がその働きを支援することで「師弟同行」を実践する。

⑤ カウンセリング体制の充実

- ・生徒に悩みがある時には、安心して相談ができるようカウンセリング体制を充実させ、保護者と協力しながら、迅速に生徒のケアをする環境を整える。

⑥ 保護者への働きかけ

- ・PTA 集会や学年集会、面談等において、いじめに関する学校の指導方針や実態などの情報を提供し、保護者と意見交換をしながら課題の共有を図る。いじめはどの学校でも起こり得ることや、その問題性について理解を深め、家庭教育の在り方が大きな関わりをもつことを理解してもらう。

(2) 早期発見のための具体的取り組み

いじめは遊びやふざけ合いを装ったり、教職員の分かりにくい場所や時間、インターネット等を媒介して行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する必要がある。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。また、定期的に学校生活アンケートを実施するとともに、面談等を通して、生徒の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めていくようにする。

① いじめ調査等

- ・「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する学校生活アンケートを、年に2回は実施する。いじめが疑われる場合は面談を行い、要領にしたがい教職員間で情報を共有する。
- ・生徒面談は2学期までに実施する。日常の観察として、学年や学級、クラブ内での人間関係の把握と観察に努めるとともに、悪ふざけやからかいのようなものがないかにも注意し、些細なことでも教職員間で情報を共有する。
- ・保護者面談は2学期までに実施する。保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の学校生活の様子や長所、気になるところ等を記録しておき、面談の機会等に学校や家庭での様子について情報交換を図る。

② いじめ相談体制

- ・生徒および保護者が抵抗なくいじめに関して相談できるよう、担任やクラブ顧問等、特定の教職員に関わらず、どの教職員に相談してもよいという体制を取る。保健室の養護教諭や教育相談室のスクールカウンセラーを含め、複数の窓口を設けることで、いじめの芽を早期に摘み取ることを意図する。
- ・相談窓口や相談体制について、生徒には日常的に携帯する生徒手帳に記して周知する。また、いじめや人権に関するホームルームや学年集会でも繰り返し連絡する。保護者にはPTA集会等で上記を周知する。

③ いじめの早期発見

- ・授業時間以外の生徒の人間関係も、継続的に観察する。
- ・いじめがあった場合の変化の特徴等を保護者に示し、そうした様子が見受けられる際には、速やかに

学校に相談する等の啓発活動を行う。

④ いじめの防止に係る資質の向上

- ・いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

(3) いじめを認知した際の組織的な早期対応

いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。これらの対応においては、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携に努める。

① いじめ行為の制止

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。

② 「いじめ防止対策委員会」への報告

- ・いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに担任および当該学年主任へ報告し、情報を共有する。
- ・報告を受けた学年主任は、副部長および生徒指導部主任へ報告し、情報を共有する。
- ・報告を受けた副部長および生徒指導部主任は、いじめの疑いの有無を判断する。
- ・「いじめの疑いあり」と判断した場合、生徒指導部主任は、関係する「いじめ防止対策委員会」の各委員に情報を共有する。

③ 事実関係の究明、いじめの認定

- ・「いじめ防止対策委員会」の指示のもと、当該学年が中心となり関係生徒から改めて事情を聞く等して、状況を確認する。その際には当事者だけでなく、その友人関係等からも情報を収集する等して、事実関係の把握を迅速に行う（当該クラブがある場合は、クラブ顧問とも連携を取る）。
- ・関係生徒から事情を聞く際には、「いつから起きていたか」「誰によって始まったか」「どのように展開、拡大していったか」「背景に何があったか」「どういう人間関係上の問題があったか」等を具体的に聞き取る。
- ・その結果は「いじめ防止対策委員会」に報告するとともに、加害・被害生徒、およびそれぞれの保護者に連絡・説明する。
- ・報告を受けた「いじめ防止対策委員会」は、本件がいじめ事案に該当するかの認定を行う。

④ 関係機関への報告、連携

- ・いじめと認定した場合は、教師会等にて教職員に情報を共有するとともに、設置者たる学校法人関西学院に報告する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察との連携を図る。

⑤ 被害生徒とその保護者への支援

- ・いじめられた生徒の心理的圧迫感を十分に受け止めるとともに、解決にむけた丁寧な支援を行う。

⑥ 加害生徒への指導等

- ・いじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他者の痛みを理解できるように指導する。
- ・加害行為の背景に、その生徒の自己肯定感が低い場合がある。その可能性も念頭において、加害生徒が心理的な孤立感や疎外感を抱くことがないよう、必要な支援を組織的に行う。
- ・いじめた生徒をより良い成長へ導けるよう、学校の指導方針を保護者に伝え、協力を求める。

⑦ 傍観生徒への指導

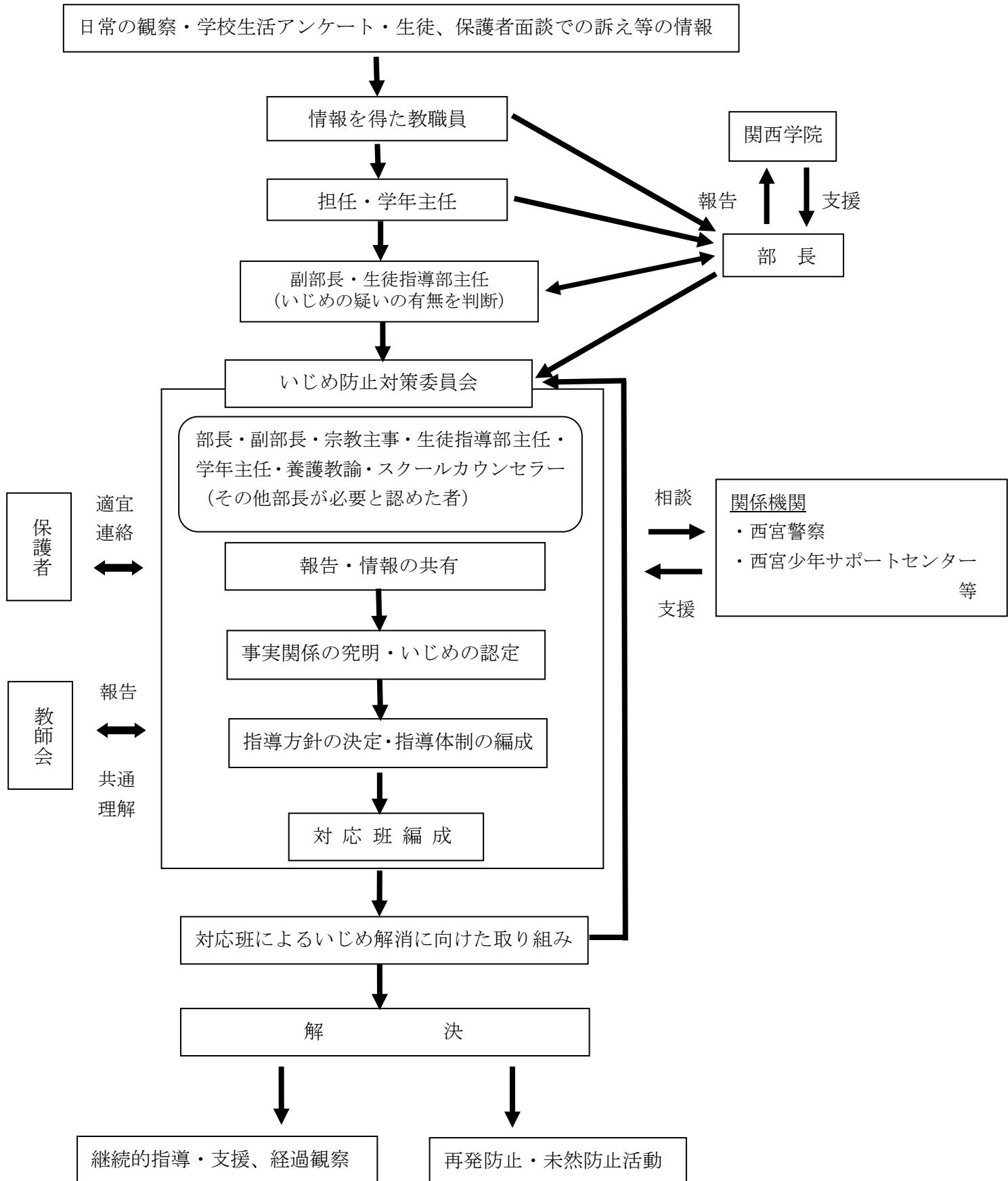
- ・いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

⑧ 再発防止への取り組み

- ・いじめが解消した後も、いじめられた生徒や保護者に対しては継続的な支援を行い、再発防止に万全を尽くす。

- ・いじめた生徒に対しても、指導を受けたことでどのような理解に及び、その後の関係においてどのような改善が見られるのか等、継続的に関わり続ける。
- ・「いじめ防止対策委員会」は、いじめに対して教職員はどう対応したか、また、その対応に問題は無かったかを検証する。

いじめを認知した際の組織的対応フロー



4 重大事態への対処

重大事態に対しては、いじめ防止対策推進法第28条および第31条に沿って対処する。

5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。本校においても、いじめの防止等に関する県や市の施策、重大事態への対処等、本校の基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等の措置を講じる。

6 附記

いじめに対する対応は、上記の原則に則り行うが、その調査や指導のあらゆる段階において、被害者および関係者の人権や健全な成長に配慮しながら行うべきものであり、事柄に応じて柔軟に対応する。

2014年5月1日策定

2024年11月1日改訂